

判例検討 ヤマザキマザック事件

名古屋地判平26・8・20, TKC 法律情報データベース
不正競争防止法違反被告事件

会員・久留米大学法学部教授 帖佐 隆

要約

ヤマザキマザック事件は、マスコミ等でも報道がなされ、注目された事件であるが、平成26年8月20日に地裁判決があった。同事件は不正競争防止法平成21年改正によって追加された同法21条1項3号が適用される点でも注目されるところである。

同事件は否認事件であり、実行行為の有無や規定の解釈などが争われた。

これを受けて同事件地裁判決は精緻な説明が行われた判決であると思われるが、一部疑問もある。

本稿は、その同事件地裁判決について検討するものである。

不正競争防止法の営業秘密保護法制の刑事事件はまだ先例が少なく、その点、本判決は今後の解釈の指針として参考になる。だが、一方で、同号について立法論的にも改めて考えさせられるところでもある。

目次	益を得る目的]があったかについて
1. はじめに	10. 全体的考察について
2. 事案の概要	(1) 適用法条について
3. 争点	(2) 3号の立法意義について
(1) Yによる複製行為の事実	(3) 目的要件の撤廃論について
(2) 本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するか	(4) 「営業秘密を領得」の意義について
(3) Yが「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるか	(5) その他
(4) 本件各ファイルを複製した当時、Yに「不正の利益を得る目的」があったか	11. おわりに
4. 判旨
(1) Yによる複製行為の事実について	1. はじめに
(2) 本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するかについて	本検討のテーマであるヤマザキマザック事件 ⁽¹⁾ は、不正競争防止法21条1項3号の適用の有無が問われた事件である。不正競争防止法21条1項3号は、営業秘密の刑事的保護強化の趣旨により、同法の平成21年改正により導入された犯罪構成要件である。
(3) Yが「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるかについて	同号は、「示された」営業秘密を行為者が使用または開示をしなくても、その前段の「複製を作成すること」等の方法で「営業秘密を領得した」段階で刑事罰を科すことができる点に特徴がある。
(4) 本件各ファイルを複製した当時、Yに「不正の利益を得る目的」があったかについて	同法が営業秘密侵害罪について刑事的保護を導入したのが平成15年法改正であるが、これまで公表された同法同罪の刑事事件の裁判例は少ない。その中でも3号が、開示等を伴わない場合に、単独で適用されることにより有罪とされたのは実質的に最初の事例であると考えられ ⁽²⁾ 、この点注目し値する。
(5) 主文について(判決の結論・量刑)	以下、同事件について検討を加えていくこととする。
5. 筆者の態度	
6. 検討1~Yによる複製行為の事実について	
7. 検討2~本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するかについて	
(1) 秘密管理性	
(2) 有用性	
(3) 小括、その他	
8. 検討3~Yが「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるかについて	
9. 検討4~本件各ファイルを複製した当時、Yに「不正の利	

2. 事案の概要

A社（ヤマザキマザック株式会社）は、主として自動車や電気製品の部品等の金属加工製品を製造する金属工作機械の製造、販売等を業とする会社であり、世界的なシェアを誇る業界屈指の企業である。

Yは、平成18年（2006年）4月にA社に入社した後、いくつかの部署に順次所属した後、平成22年（2010年）12月の辞令により、本件販売グループに配属され、本件実行行為のあった平成23年（2011年）8月当時、同グループに所属していた。所定のシステム等につき、営業部門と設計部門の橋渡しのような業務（顧客からの技術的な問合せ、特別注文への対応等）を行う部署であり、Yは、ここでの業務を担当していた。

Yは、平成24年（2012年）3月上旬、他社に就職する内定を得て、同月12日、同年4月20日をもってA社を退職する旨の届出を提出した。

捜査機関は、同年3月19日にYの自宅から「Y営業技術部」と記載されたシールが貼られている本件HD（ハードディスク）を押収した。これは、被告人が平成22年10月に購入して、社内において使用していたものであるが、その中には、本件各ファイルを含む、本件工作機械の図面情報等、A社が製造販売する工作機械の設計図面等のファイル多数が、保存されていた。本件HDに保存されていたファイルは、それぞれの工作機械の主軸を製作するのに必要な設計図面のほとんどを含むものであった。

本件当時、A社では、同社が製造販売する金属工作機械について、主要部位ごとに、組図、各部品の部品図、部品リスト等の図面情報を電子データで作成し、同社技術生産本部開発設計事業部のファイルサーバーのフォルダ内にファイル形式で保存していた。

そして、同社の業務用パソコン等の端末は、LANケーブルにより社内ネットワーク（社内LAN）に接続されており、本件当時Yが所属していた本件販売グループを含め、業務上必要が認められる部署の従業員には、開発設計事業部所属の従業員でなくても、同部のウェブページを通じて、それらの図面情報にアクセスする権限が与えられ、図面情報ファイルの内容を閲覧するのはもとより、ダウンロードすることも可能であった。

A社では、従業員に貸与された業務用パソコンを起動するのに必要なユーザーID（ネットワーク上の身分証明書）が配布されており、ユーザーID（及び従業

員個人が設定するパスワード）の認証によってネットワークにアクセスする権限を有する従業員であるかどうかを識別、照合するとともに、ネットワークに接続した端末を識別するためにパソコン1台ごとに異なるIPアドレス（ネットワーク上の住所のようなもの）が割り当てられ、上記アクセス権限の有無は、IPアドレスによっても区別されていた。A社では、IPアドレスとして、所定の範囲内のものを用い、部署ごとに、左から3番目までの数が同一である255個のうちから割り当てていた。そして、基本的に、各部署ごとに開発設計事業部のウェブページへのアクセス権限の有無を区別していた。また、各部署ごとのパソコン等の端末が255個に満たないため、どの端末にも割り当てられていない空き（未使用）のIPアドレスが存在しており、自己のパソコンに割り当てられたIPアドレスを空きのIPアドレスに変更して使用することも、方法さえ知っていれば、可能であった。

平成23年8月20日から同月26日までの間、当時、どの端末にも割り当てられていない空きのIPアドレス2個（不正IPアドレス）が使用されて、開発設計事業部のHP、図面検索ページ、開発設計事業部のファイルサーバー内の本件各ファイルを含む工作機械の図面情報のファイル等に、合計6000回を超えるアクセスがされた。本件各ファイルに対するアクセスは、同月23日午前11時9分頃、午後1時16分頃及び午後4時27分頃にされている。また、不正IPアドレスによるアクセスは、第一の不正IPアドレスによるものは、同年7月5日に始まり、同年8月23日午後5時38分9秒までで終わり、第二の不正IPアドレスによるものは、同日午後5時38分43秒に始まり、同月31日までわたっている。これらは、開発設計事業部のファイルサーバーへのアクセスログ履歴（ファイル等へのアクセスについて、そのIPアドレス、アクセス日時等が記録されているもの）によって認められるところである（同アクセスログ履歴からは、閲覧しただけであるのか、ダウンロードまでしたのかは判別できない）。

以上の状況（おおむね当事者間に争いがなく、関係各証拠によっても優に認められる状況）の下で、Yは、A社の上記工作機械の図面情報を、平成23年8月23日、同社において、不正の利益を図る目的で、その情報の管理に係る任務に背き、上記ファイルサーバーにアクセスした上、上記のとおり同社から示されていた情報の一部であり、営業秘密である同社の製品

を製造するのに必要な部品の設計、製法の情報を、6個のファイル記録について上記ハードディスクから自己所有のハードディスクに転送させて複製を作成する方法により領得したとして、不正競争防止法21条1項3号口を罰条として公訴を提起されているところである。

3. 争点

罰条は不正競争防止法21条1項3号口であるが、本事件は否認事件である。争点は、同罰条の要件のうち、以下のとおりである。

(1) Yによる複製行為の事実

Yが、6個のファイル記録(本件各ファイル)を、A社のファイルサーバーにアクセスして被告人所有の外付けハードディスク(本件HD)に複製したか。

(2) 本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するか

不正競争防止法上の営業秘密の定義(2条6項)がいう三要件のうち、秘密管理性及び有用性を充足するかどうか(非公知性は主として争っていない)。

(3) Yが「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるか

同法21条1項3号の当該要件の充足性。

(4) 本件各ファイルを複製した当時、Yに「不正の利益を得る目的」があったか

同号の当該要件の充足性。

4. 判旨

(1) Yによる複製行為の事実について

「本件HDに保存されていたファイルと不正IPアドレスによってアクセスされたファイルとの間に、極めて多数の同名のものが含まれ、それらの作成日時及び更新日時とアクセス日時とが極めて近接するという状況は、データの改ざん等、何らかの人為的な操作が行われた場合でない限りは、本件HD内に保存されていたファイルが、不正IPアドレスによって図面情報ファイルにアクセスされた際に保存されたものであることを示しており、そう考えなければ、説明できないというべきである。」

「不正IPアドレスによるアクセス日時と2分程度のずれがあること自体もさることながら、そのずれも一様ではなく、個々のファイルごとに微妙なずれからかなり大きな違いまで、様々な相違も見受けられるこ

となどに鑑みれば、対照表が、例えば、本件HD内のファイルの作成日時や更新日時を改ざんするなどして作成されたとは到底考えられないとみるべきである。」

「不正IPアドレスを使用すること、すなわち、自己のパソコンに割り当てられていないIPアドレスを使用することは、その性質に照らして、社内規則…上、当然禁止されていたところ、Yが自己に割り当てられたIPアドレスを勝手に変更し、別のIPアドレスを使用してネットワークにアクセスしたことがあることは、Y自身認めており、Yが平成23年12月から平成24年3月までの間に、自己のIPアドレス(…)以外の延べ9個もの空きのIPアドレス(いずれも部署に割り当てられている3番目の数を…に変更したものを)を用いたことは、証拠上も明白である。その上、証人Bの公判供述(第3回及び第4回公判調書)等によれば、残存するPC資産管理情報の記録から、従業員が使用するパソコンのIPアドレス利用履歴を特定することが可能であった(パソコン固有のMACアドレスをたどる(紐付けする)ことができれば、その特定が可能である。)のは、平成23年4月頃から6月頃まで、同年5月頃から7月頃まで及び同年12月から平成24年3月までの期間に限られるが、その期間中、会社から割り当てられたIPアドレスでないIPアドレスを使用した者は、Y以外にはいなかったことが認められる。このことも、不正IPアドレスを使用したのがYであることを弱いながらも支える事情といえる。」

「…Yは、判示の日に、不正IPアドレスを使用して、本件各ファイル等の図面情報ファイルにアクセスした上、これらを本件HDにダウンロードして、複製を作成したものと認められる。」

(2) 本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するかについて

① 秘密管理性について

「秘密として管理されているといえるには、保有者が秘匿しようとする意思を有し、かつ、客観的にもその意思が明らかにされていることが必要であり、そのため、当該情報にアクセスできる者を限定するなど、合理的な管理方法が執られており、アクセスする者に当該情報が管理されている秘密情報であることの認識が可能であることを要する。」

「本件当時、A社が製造販売していた工作機械の設計図面等に関する技術データは、開発設計事業部の

ファイルサーバーのフォルダ内にファイルの形で保管、管理されており、設計図面等の技術データのファイルにアクセスできるかどうかは、各部署ごとに割り当てられたIPアドレスによって設定される開発設計事業部のウェブページへのアクセス権限の有無によって区別され、業務上、設計図面を使用する必要のない部署に対しては、アクセス権限は与えられていなかった。そして、A社の電子セキュリティ規定…上、IPアドレスを勝手に設定して接続することは禁止されていた…本件各ファイルにアクセスできる者は制限されていたと認められる。」

「A社では、情報管理に関する事項として、会社内外を問わず、機密性のある情報等を第三者に開示、漏洩、提供してはならない旨が、その就業規則（…）に規定されている。

また、本件当時を含む遅くとも平成21年3月から平成24年1月までの間、開発設計事業部HPの上部には、閲覧者全員に対して、『A株式会社は、このホームページにて開示された技術情報に関する権利を所有し、当社の事前の許可無く、その全部または、一部を問わず第三者に開示してはならない。尚、このホームページにアクセスした者と閲覧した情報は履歴管理されている事を承知した上で活用する事。』との文言（以下『警告文』という。）が表示されていた…。」

「…以上によれば、秘密管理性の要件は充足する。」

② 有用性について

「本件各ファイルは、A社が製造販売する本件工作機械の製造に利用される図面情報であって、A社の事業活動に有用な技術上の情報であることは明らかである。」

「本件各ファイル等を不正に入手することにより模倣品の製作が事実上可能であることが有用性の要件となるとは考えられない。そして、本件各ファイルは、そこにA社が実験等のコストを掛けて得た高度な技術上のノウハウが含まれ、A社の事業活動にとってその競争力を高めるという効果を持つ有益な情報であるから、有用性の要件はそのことだけをもって充足され、そのような情報を不正に取得した者がそれを具体的にどのように利用できるかにかかわらないというべきである。」

（3） Yが「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるかについて

「秘密を管理する任務に背くとは、情報の保有者と

の間の契約等による秘密保持義務に違背することである。特に、本件各ファイルの複製を作成することが秘密保持義務違反になることをYが認識していたことが必要である。」

「Yは、A社の従業員であり、秘密とされる技術情報に関し、A社に対して、その秘密を保持する義務を有することは明白である。また、既述のとおり、技術情報に該当する本件各ファイルがその秘密保持義務の対象である秘密に該当することに関しても、多言を要しない。」

「さらに、業務上必要のない技術情報のダウンロード、特に外部記憶媒体へのダウンロードが禁止されており、それがその秘密保持義務違反になることについては、上述のとおり、その旨を定めた各種の社内規定が存在し、従業員に対してその周知が図られていたことに加え、Y個人に関して更に次のような経緯があることから、Yは十分認識していた。」（以下「経緯」略）

「…によれば、Yは、本件当時までに、業務上必要のない情報のダウンロードの禁止、個人所有の外部記憶媒体の使用禁止等のルールが存在すること、本件各ファイルのダウンロードがこれらのルールにより禁止されているものであり、それがA社に対する秘密保持義務に違反することを認識しており、ましてや、Yの業務にとって必要性の極めて乏しい本件各ファイルの本件HDへの複製がその義務に反することも十分認識していたと認められる。…Yによる本件各ファイルの複製は、営業秘密の管理に係る任務に背いてしたものと認められる。」

（4） 本件各ファイルを複製した当時、Yに「不正の利益を得る目的」があったかについて

「捜査報告書謄本…によれば、Yは、平成23年8月24日午後8時48分頃から58分頃までの間に、日本で知り合った知人であり、中国在住のCに対し…『私のところでは日本の技術を手に入れることができる』『工作機械の電機スピンドル』『あなたが売れる人を探すなら、連絡費用20万あげます』『国内は一般的にまだ機械スピンドルでしょ』『提供できるのは設計図一式+3Dファイル』『これは盗んできたものです』『捕まったら処断される』『加工センター用の電気スピンドル30 40 50のサイズです』『私が自分で売れば、多く稼げる』『しかし危険が大きい』…『7, 80万ですね』…などとメッセージを送信した。さらに、Cが工作機械に詳しくなく、『ホームページを紹介

して』とのメッセージを受けて、工作機械に関する情報を入手できるウェブサイトまで紹介した…これは、YがCに対し、A社の金属工作機械に関する図面情報を売却する仲介をするよう誘い掛けた内容のチャットであるといえる。」

「チャットの内容は、図面情報の売却の対象、売却価格等に関して相当の具体性を備えたものであるとともに、Cとのチャットのやり取りの前後である8月20日から26日にかけて、Yが、工作機械の設計図面等のファイルを、業務上特に必要が認められないのに、チャットに沿う主軸サイズのもの揃えて、現に大量にダウンロードし、かつ、それらを機種別に整理して保管していたこととも合致している。これらの事情に鑑みると、上記チャットの内容が単なるほらを吹いたにすぎないものとは思われない。」

「以上によれば、Yは、平成23年8月24日の時点で、本件各ファイルを含む図面情報を、Cを介して他に売却することを企図していたというべきであり、その直近の前後数日にわたる本件HDへの多数の図面情報ファイルの複製に含まれる同月23日に行われた本件各ファイルの複製自体も、図面情報を他に売却して利益を得る意図を有して行ったものと認められる…本件当時、Yに不正利得目的があったと認められる。」

(5) 主文について (判決の結論・量刑)

「Yを懲役2年及び罰金50万円に処する。未決勾留日数中、500日をその懲役刑に、100日をその1日を金50000円に換算してその罰金額に満つるまでの分をその罰金刑にそれぞれ算入する。この裁判確定の日から4年間その懲役刑の執行を猶予する。

名古屋地方検察庁が愛知県江南警察署で保管中のハードディスク1個(同検察庁平成24年領第3758号の129)を没収する。」

5. 筆者の態度

本判決に有罪との結論や量刑に概ね賛成である。

しかしながら、同事案は適用法条が異なり、不正競争防止法21条1項3号口ではなく、同項1号を適用すべき事案ではあるまいか。

6. 検討1～Yによる複製行為の事実について

本事件は否認事件である。したがって争われた犯罪構成要件の解釈と事実について判決はそれぞれ精緻な

説明を行っている。まずはYの実行行為としての複製行為があったかどうか争われたため、判決はこれについての説示をかなりの分量を割いて行っている。

事実認定の流れは次のようになる。まずは、ネットワークにアクセス可能な者にID及びパスワードが付与されており、Yにもこれが付与されていた。したがって、外部からの不正アクセスがなければ、ネットワーク内に入れる者は、許可された従業員だけになる。Yは許可された者であり、ネットワーク内には合法的に入れる者であるということになる。

次に、それらの者であっても、ネットワーク上の情報にすべてアクセスできるわけではなく、図面情報にアクセスすることができるのは当該情報を使用する必要がある部署の者のみとなっていた。そしてこのアクセスの可否の切り分けを行っているのはIPアドレスであった。IPアドレスはネットワーク上の住所ともいえるものであるが、ネットワーク上のそれぞれのパソコンに対してネットワーク管理者から付与されたIPアドレスが設定されており、ネットワークに入れる者の中からかかるIPアドレスによってさらに閲覧の可否についてアクセス制限がなされていたということになる。

ところが、図面情報にアクセスできるIPアドレスには空きアドレスがあったため、これに目をつけて、ネットワーク上のパソコンについて、IPアドレスを本来与えられたものから空きアドレスに不正に書き換えて不正IPアドレスによって図面情報へアクセスしたアクセスログ履歴があったのが本事件である。

そして、ファイルサーバーへのアクセスログ履歴にその不正IPアドレスによる多数のアクセスの記録が残っていたが、不正IPアドレスによってアクセスされたファイルと、Yがかつて購入して、社内において使用していたが、捜査機関が同年3月19日にYの自宅から押収した自己所有の本件HDに保存されていたファイルとの間に、極めて多数の同名のものが含まれ、それらの作成日時及び更新日時とアクセス日時とが極めて近接するという状況が事実認定された。ここから、不正IPアドレスによってアクセスされたファイルがY所有の本件HDに複製されたことが認定されたということになる。

加えて、A社からIPアドレスの変更が禁止されているにもかかわらず、上記犯行後の期間ではあるが、Yの使用するパソコンのIPアドレスがしばしば変更

されたことがあることが証拠上明白であること、犯行の前の期間と後の期間ではあるが、Y以外にIPアドレスを変更した者がいなかったことがパソコン固有のMACアドレスとの紐付けで明白であることが認定された。

結果、以上の事実を総合すると、Yが会社使用のパソコンのIPアドレスを不正に変更したうえで、図面情報のサーバーにアクセスしたうえで、そこに記録されている図面情報をダウンロードして本件HDに複製したことが事実認定された。

Y側が否認するうえでの支えであると思われるのは、検察側が、犯行が行われたとする時間に、YがIPアドレスを書き換えた証拠を持っていないことである。しかしながら、犯行の前後の時期にYがIPアドレスを書き換えた証拠は残っている。また、そういった時期にY以外にIPアドレスを書き換えた者がいなかったこと、IPアドレスの書き換えは禁止されていたことなどからして、YがIPアドレスを書き換えたことなどからして、YがIPアドレスを書き換えたこと認定しているように思われる。

そのような状況の中で、不正IPアドレスのアクセス履歴と、Yの自宅から発見されたYの所有する本件HDの内容がきわめて高い確率で一致しているというのであるから、やはり、Yの犯行であると断定せざるをえないであろう。合理的な疑いはない程度に立証されていると思われる。

逆にYの主張どおりYが無実であるとすれば、本件HDの内容が捜査当局によって符合するように改ざんされ、かつ、不正アクセスはY以外の者が行ったということになるが、関係者は宣誓を行ったうえで、矛盾なき証言を行っているようであるし、改ざんを推認する事実もない。本判決の説示で妥当であろう。

7. 検討2～本件各ファイルが、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するかについて

次に、本件各ファイルの営業秘密性である。

(1) 秘密管理性

まず、秘密管理性であるが、判旨は秘密管理性ありとするが、その認定には何ら問題がないと思われる。

民事で確立されてきている判例理論や立案者らの考え、通説的見解は、秘密管理性についての解釈は、①アクセス制限の存在、②情報に接する者が客観的に対象情報が秘密情報であることを認識できるようにしていることである⁽³⁾。この点、本判決における同要件の

規範部分も概ね民事の裁判例や通説的考え方等を踏襲しており、問題はないと考えられる。

次にあてはめであるが、本事件においては、ID・パスワードで社内ネットワークに入れる者を制限し、加えて、その中でも図面情報を閲覧できる者はIPアドレスで制限されていたのである。したがって①のアクセス制限の要件は充足している。

また、従業員にとってはそのようにネットワーク管理されていることは理解できたし、加えて、図面情報にアクセスする際には、その上面に、秘密情報であり開示等が禁止される旨が表示されていたというのである。これらの点からして、②の客観的認識可能性も充足するであろう。そして、その他、勤務規則に秘密管理についての定めがあり、それがしっかり教育されていたことが事実認定されているのである。そうなれば秘密管理性は充足することで疑いないように思われる。判旨は妥当であろう。

なお、弁護人は、秘密管理に盲点があったことを突いているが、秘密管理に若干の盲点があった程度では、秘密管理性を否定するにはあたらぬと考えられる。

秘密管理性の程度については、民事と刑事で法文に区別もないため同程度であると考えられているが⁽⁴⁾、それで正しいと思われる。そして、本事件では、民事での秘密管理性ありと認定された諸判例と比較しても格段に厳しいということも甘いということも感じられず⁽⁵⁾、妥当な認定であろう。判旨は正鵠を射ていると思われるところである。

(2) 有用性

一方、有用性についても判旨どおり、有用性ありということで妥当であると思われる。

弁護人は、外部の他人の能力によっては、当該図面情報に接しても必ずしも当該図面情報による製品が製造できないことを理由に有用性を否定しようとするが、ここは法解釈論からして誤りであろう。無理がある解釈である。図面情報があれば、保有者は効率的に製品を作ることができ、それ自体、財産的価値がある技術情報であるといえるからである。一方、第三者にとっても、すぐには製造できなくても、製造にあたって大いに参考になり、製造を容易にする方向に進むであろう。有用性を肯定するにはこのことで十分である。弁護人は有用性の要件を格段に厳しく解釈しすぎており、到底とりえない解釈であると思われる。

(3) 小括, その他

なお、判決には非公知性が論じられておらず、実質的には争われていないものと考えられるが、発売前の機械の設計図面等であれば、非公知性があることは間違いあるまい。

以上の状況からすれば、本事件における対象情報たる図面情報ファイルは営業秘密性があるのは間違いなからう。判旨は正しいといえる。

8. 検討 3~Y が「営業秘密の管理に係る任務に背」いたといえるかについて

次に、同法 21 条 1 項 3 号がいう「その営業秘密の管理に係る任務に背き」の要件が争われているが、判決は、「秘密を管理する任務に背くとは、情報の保有者との間の契約等による秘密保持義務に違背することである。特に、本件各ファイルの複製を作成することが秘密保持義務違反になることを被告人が認識していたことが必要である。」と説示している。

この説示については、判決を評価したいと考える。まず、当然のことであるが、同号口を適用する上で、「複製を作成すること」が明確に禁じられていなければならない。これは当然のことである。複製行為自体は業務上必要となることが多く、日常業務でもしばしば行われるものであり、一方で外部に開示等したわけではなく、法益侵害に直接つながらない。したがって明確に禁止されていない場合には自由に行えるほうが原則であるといえるからである。だが、同号の文言に明確にそこまで規定されていないがゆえに疑義が生じる可能性がなくもない。したがって、この点をはっきり述べたことは評価に値する。今後の先例とされるべきであろう。

次に、そのことを「被告人が認識していた」ことを要求している点もまた評価したい。同号は故意犯であるがゆえに、かかる認識は当然必要である。しかしながら、往々にしてかかる認識が不十分なのに罪に問われるケースが出る危険性もあると考えられる。

たとえば、勤務規則等には、管理の都合上、「機密情報は複製が禁止である」旨が一応規定される場合も多いだろう。しかしながら、実際は、業務において複製が必要である場合も多く、そのようにしばしば社内で複製が行われていれば、従業員としては、勤務規則は努力義務であるにすぎないとして複製を行うことが常態化する場合などもあると考えられる。したがって、

そのような場合は「対象者に認識がない」として罪に問うべきではなく、本要件に該当しないとして処理すべきである。また、勤務規則等に何ら禁止規定がなく、漫然となかば機械的に「コピー禁止」印が押されているにすぎないような場合でも同様である。つまり、複製の禁止が徹底されているような場合でなければ本要件を充足しているとすべきではない。

加えて、本事件では、ダウンロード禁止を本人が認識していることの事情が複数事実認定されている。今後の裁判においても、本要件についての「認識」については、この程度の立証が必要であると解するべきではなからうか。

思うに、「複製」行為は、人の日常行為や日常業務において、しばしば必要となる行為である。たとえばメモをひとつとるにしてもそれは「複製」たりうるのである。そのような行為を規制する法律は、不適切な法律であると筆者は考えるが、現に存在する以上、その「禁止」の認識の認定については入念に行うべきである。

加えて、その「禁止」の態様も包括的に「複製」行為が禁止であるとする規制では足りず、本事件のように、「外部記憶団体へのダウンロードの禁止」を明確化した勤務規則など、具体的なルールでなければならないように思われる。そういった点も今後の参考とされるべきであろう。本判決と同程度以上の規制にて本要件は解釈されるべきである。そのようにして対象者に不測の不利益が及ばないようにすべきである。

9. 検討 4~本件各ファイルを複製した当時、Y に「不正の利益を得る目的」があったかについて

もうひとつの争点であるが、同号の要件である図利加害目的について争われている。これについては、Y が実行行為時の近傍の時間において、チャットと呼ばれるインターネット上の通信手段において、情報を売ることについての勧誘を行っていた。その通信記録(Y の発言の記録)が証拠として収集され、検察側がこれを証拠として提出したため、当該要件を充足することもあっさり認定がなされている。

一方、Y や弁護人は、これについて「ほらを吹いたにすぎない」と主張している。いくなれば、「戯れ言」であるというのであろう。しかしながら、判決は、当該チャットの具体性や Y が行った行為との状況の一致などからこれを退け、「本件各ファイルの複製自体も、図面情報を他に売却して利益を得る意図を有して

行ったものと認められる。…本件当時、被告人に不正利得目的があったと認められる。」と認定した。

Yや弁護人が、Yが現実に発言したこの部分について、「ほら」であるなどと主張しても、にわかに信じがたいところである。加えて、判決が犯行の態様や具体性などを勘案して、かかる発言から図利目的を認定したのは至極妥当である。判旨は正鵠を射ているというべきである。

10. 全体的考察について

以上、判決の認定については、不正競争防止法21条1項3号の存在を前提とすれば概ね妥当であると思われる。しかし、適用法条や立法論まで含めて考えるならば、若干の疑問もある。この点、以下に検討していくこととする。

(1) 適用法条について

まず、適用法条であるが、本事件では、同法21条1項1号を適用するほうが妥当であり、同号を適用すべき事案であったのではなからうか。同号は、図利加害目的で管理侵害行為により営業秘密を取得することが犯罪構成要件となっている。前述のとおり、YはIPアドレスを不正に書き換えることにより、図面情報のダウンロードを行ったのである。これはまさしく管理侵害行為による取得行為に該当しよう⁶⁾。

とはいえ、Yは、正規のIPアドレスを交付されることによって、対象となった図面情報の閲覧は許されていた者であるから、「示された」者であり、この点からすれば3号にも該当するのは間違いない。すると1号と3号の適用について、どのように考えればよいのであろうか。

3号の法文を見ると、「営業秘密を保有者から示された者であって…その営業秘密を領得した者」とあるのである。そうであるならば、領得したものは「示された営業秘密」になるように読めるところである。だが、本事件のYの行為では対象情報へのアクセスが正規のルートとは異なることになる。A社はYに対して所定のIPアドレスを付与することによりサーバー内の情報を示しているのである。しかしながら、Yは異なるIPアドレスを使用して対象情報にアクセスした。これは「示された営業秘密」とは評価しにくいのではなからうか。

もっとも、「示された営業秘密」もIPアドレスを改ざんして得た営業秘密も同じサーバーにアクセスして

いるのであるから、それら営業秘密の内容は、当然に一致はするわけである。その意味で3号の文理に反しているとはまではいえないというものもある。ただ、卑近な例でいえば、営業秘密に係る文書の写本1と写本2があり、保有者から写本1を交付されてそれにより業務を行うよう命ぜられたが、何らかの方法で写本2をひそかに不正の手段により取得し、それを複製したような場合に本事例はあたり、不正の手段による営業秘密の取得だと思われる。

一方で、1号についても、元来の意味は、営業秘密にアクセスできない者が、不正の手段により秘密管理体制を破壊し、アクセスできるようにして営業秘密を得ることを想定しているものと思われる。そうすると1号を適用するにあたっては、前提を欠くと考えることもできよう。そうすると、このことについて、どのように考えるべきであらうか。

筆者は、上述のとおり、本事件では1号適用であるべきだと考える。たしかに、Yは営業秘密にアクセスできる者なのであるが、1号は明文で「営業秘密にアクセス不可の者」とは規定していない。加えて、IPアドレスの変更は、保有者の管理を侵害しているのであるから、管理侵害行為に該当する⁷⁾。したがって、文理通りの適用となるため、1号を適用したからといって罪刑法定主義には反しないと思われるからである。

次に、1号の法文は、元来は、アクセスできない者がアクセスできるようにするために管理侵害行為を行うことを想定して立法されているのだろうが、本事件は事件の発覚防止のために管理侵害行為を行っていると考えられる（稚拙な行為ではあるが、Yが現に複製行為の否認をさせているのはこれが理由であらう）。そうであるならば、後者にも前者と同等の法的非難がされるべきであると考えられ、この点からみても1号適用で問題がないと考えられるからである。

もうひとつ、本事件において、仮にIPアドレスの改ざんがなかった場合、それが本来の3号の形なのであるが、立件する側にとっては、それはそれで困るのではあるまいか。本件はチャットの存在があるがゆえに、目的要件は認定しやすいものの、このチャットもなかったとしたら、いくら任務に背いているとはいえ、勉強等の一応正当な目的と図利加害目的の区別は非常に難しくなると思われるからである（後述するが、それこそが筆者が述べてきた3号の問題点なのである）。その点、本事件では、IPアドレスの改ざんが

あるがゆえに、チャット以外にも法的非難の要素があり、立件が容易であったといえる。そのように考えるならば、本来の3号とは罪状が異なり、1号の罪状といえるのではないだろうか。

以上のことからすれば、本事件は1号を適用すべき事案であったと考えられる。また、3号と1号に優先適用性が法文上定められていないのであるから、1号の適用が可能な事件であったといえよう。筆者は3号該当性を否定するものではないが、本件の3号適用に疑問ありとはいえよう。

(2) 3号の立法意義について

そうすると、これはかねてより筆者が批判を加えているところなのがあるが⁽⁸⁾、やはり3号を立法した意味そのものが筆者には疑問なのである。

結局、本事件を見ると、YはIPアドレスの改ざんを行っているが、行為者が営業秘密を不正に活用しようとする意思をもち、なおかつ発覚防止のための行動をとれば、不正取得行為（管理侵害行為）を行う方向に進むということが本事例からいえないだろうか。それがいえるならば3号は不要であり、1号を適用すればよいということになる。

つまるところ、3号口を純粹に適用しようとするならば、示された営業秘密をそのままストレートに複製をしていなければならない。つまり本事件でいえば、正規なIPアドレスで取得した営業秘密をそのまま記録媒体に複製していなければならないのである。

そうなれば、どうしても、目的要件において、業務や勉強等といった正当目的であるとの抗弁が成り立つ可能性が出てくる。使用や開示が要件でないからである。もっともここでは、管理に係る任務に背いてはいるのだが、それでも正当目的であることは否定しにくい。やむをえず業務を行うために複製を行うということはどうしても出てくるからである。

一方、本事件においては、図利目的が立証できたがゆえに有罪となったが、それは営業秘密の売却の仲介を勧誘したチャット（インターネット上の発言）の通信記録が残っていたからである。しかしながら、通常、営業秘密の売買においては、このような通信記録を残すことのほうが少ないのではなかろうか。犯罪行為にもつながる行為である以上、通常は記録に残さず勧誘を行うことのほうが多いはずである。よって、この点については、本事件のほうが特殊事例であり、一般的な「複製」事例では、本事件のように図利加害目

的が鮮明に浮かびあがることは少ないと考えられるのである。

一方で、使用や開示を伴う場合には、「示された」類型では、その使用や開示の態様から鮮明に図利加害目的が浮かび上がってこよう。しかしながら、複製だけでは、どうしても正当行為と図利加害目的の切り分けが難しいのである。複製行為は目的要件と連動しにくいからである。

そのように考えるならば、目的要件を厳格に立証することを要求すれば、3号の用途はきわめて小さくなるし、目的要件の立証の程度を低くすれば、正当目的の者を罰してしまう可能性がきわめて高くなり、冤罪の危険性が高くなると考えるのである。このような指摘を筆者は以前から行ってきたが⁽⁹⁾、本事件を見て、あらためて、この思いを強くするところである。結局、1号を適用できる案件か、目的要件を厳格にとることにより立件できないか、冤罪を発生させるかのどれかにほとんどの事案は帰着されると思われるのである。一方、本号が適用できる場合とは、本事件のように犯人の失策等により他人との交渉の証拠を残してしまい、目的要件の証拠を残してしまった者に限られることとなろう。

(3) 目的要件の撤廃論について

上記のような状況において、目的要件の撤廃論もまた見られるが⁽¹⁰⁾、これは到底容認できない意見である。ここでは目的要件を撤廃し、違法性阻却事由によって正当行為を無罪とすべき旨の意見があるが、これには問題があろう。

たしかに、刑法35条においては、正当行為は罰しない旨が定められ、違法性阻却事由が認められうることとなっている。しかしながら、判例上、正当行為が認定されるのは、正当防衛等、きわめて限られた場合にあたり、それでは、結局、日常業務を罰することにつながると思われるからである。

一方で、3号には、「管理に係る任務に背き」要件があるため、ここで行為者に対する一応の法的非難は可能であるといえる。しかし、行為が複製であるにすぎない以上、この任務違背だけで刑事罰を科すのはあまりにも過大であるように思える。やはり目的要件をなくす方向は妥当でない。また、構成要件が犯罪のカタログだとするならば、この程度の行為で犯罪行為に含まれることとなり、そうだとすれば、従業員は日常的に犯罪構成要件の中で業務を行わされていることに

もなろう。これは妥当でないのではないか。したがって、目的要件を撤廃するのは得策ではない。一方で、犯罪行為と日常業務を切り分けられない3号の存在のものこそが疑問であり、廃止するほうが理にかなうように思われるのである。

(4) 「営業秘密を領得」の意義について

加えて、3号の適用にあつては、「営業秘密を領得」の語の意義が問題となる。立法の不備が問題なのであるが、本来、「領得」なる語は有体物に関する語であり、何ら定義もなく無体物たる情報に「領得」を定義してもきわめてあいまいな犯罪構成要件になり、刑事罰を科すという規定の性質からみて適切でないと思われる⁽¹¹⁾。したがって、「営業秘密を領得」の語の意義について、判決は明確に説示して欲しかったところである。

3号口を適用する場合、営業秘密を媒体に複製すれば、その時点で「領得」になるという考え方が立案者の考えであるように思われる⁽¹²⁾。しかしながら、法文の文言からそのことが一義的に読み取れるかについては疑問が残るといえるのではないか。

ちなみに、企業内で営業秘密の記録媒体が貸与されている場合に、3号イでは、かかる媒体を横領して使用者の支配の及ばない範囲に持ち去ってはじめて犯罪構成要件を充足するのに、同号ロでは、他の媒体に営業秘密を複製するだけで、いわば、使用者の支配の及ぶ範囲で新たに営業秘密入りの媒体を作成（存在）するだけで、上記立案者解釈では犯罪構成要件を充足することとなる。これらイ、ロでは、同じ「営業秘密を領得」であるのに、既遂時に、媒体支配の状況が異なることとなるのである。これも違和感につながるだろう。このことからするならば、3号ロについては、複製した後、その媒体を自宅に持ち帰ってはじめて「営業秘密の領得」となるとの解釈も不可能ではないように思われる。

また、「営業秘密の領得」だけを問うならば、ある者が営業秘密をすべて記憶できるのであれば、営業秘密を（合法的に）示された時点で、営業秘密は示された者の支配下に完全に入るのであるから（同時に保有者も支配している点で有体物とは性質があまりにも異なるが）、「営業秘密を領得」した状態と等価であるともいえる。これも違和感があるところである。このように「営業秘密を領得」はきわめて不明確な語であり、その意味でも3号は不適切な規定であろう。

なお、上記の議論であるが、いつの時期に犯罪の既遂になるかの点で非常に重要な意義を持つと思われる。というのは、現在、営業秘密侵害罪にも未遂罪の導入が議論されるなどしており⁽¹³⁾、未遂罪の成立する範囲について大きな意味を持つと思われるからである。そして既遂が不明確であるということは未遂の範囲も不明確なわけであり、大いに問題があると思われる。注意が必要であろう。

なお、かかる3号自体、法益侵害はなく、危険犯的規定にすぎないと考えられる。したがって、未遂罪の導入について、違法性の高い1号や、現実に法益侵害がある2号や4号などと同様にかかる3号に未遂を導入することは不適切であると思われる。3号自体が法益侵害の前段階に処罰を前倒ししたものであるから、これの未遂を処罰するということはさらに前段階ということになり、前段階方向に過ぎ、妥当でないと思われる。実際にも複製の未遂ということになれば、日常行為自体を罰する危険性がさらに大きくなり、妥当でないのではなからうか⁽¹⁴⁾。

(5) その他

なお、不正競争防止法21条1項の営業秘密侵害罪の非親告罪化の立法論がいわれているが⁽¹⁵⁾、筆者はこれに反対である。たしかに本事件では、Yの本件HDは没収刑に処せられており、Yが得た営業秘密の記録媒体はYの手から離れることとなる。

しかしながら、本事件のような場合に、仮に、犯人の手によって、すでに、別途、外部クラウドサーバーにバックアップされるなどしていれば、本事件判決確定後に腹いせに犯人が営業秘密を拡散させることも考えられよう⁽¹⁶⁾。まして犯人が外国人であれば、母国に帰ると新たな拡散について責任を問うことがきわめて難しくなる。

本事件の被害者たるA社はリスクまで十分に考えて告訴していよう。したがって、どのような展開になっても覚悟はできていよう。しかしながら、告訴もなしに捜査当局が動き検察官が起訴をし、あげくのはてに営業秘密が漏洩されるということになれば、それこそ被害企業は大打撃ではあるまいか。

同罪の非親告罪化は被害企業のことを考えない施策である。再考が必要であろう。

11. おわりに

以上のように、本判決は、法21条1項3号の解釈上

の論点を示すなどしており、評価できる部分もあるが、同時に同号の問題点がまた見えてきたともいえよう。検討に値する判決であるといえる。

注

(1) ヤマザキマザック事件（本事件）

名古屋地判平 26・8・20, TKC 法律情報データベース。

名古屋地裁平成 24 年(わ)第 843 号(刑事第 4 部), 不正競争防止法違反被告事件。

(2) 当該事件までに判決され、判決文が公開された不正競争防止法の営業秘密の刑事事件には、ぱちんこ還元率事件(*), 携帯電話顧客情報事件(**)などがある。携帯電話顧客情報事件は同法 21 条 1 項 3 号も起訴事実に含まれているが、同事件は外部への開示行為も認定されている点で 4 号も同時に認定されており、平成 21 年法改正で新 3 号が導入される前の旧 3 号でも処断できた事案であると解される。そして同事件では 4 号の成立により図利加害目的が認定でき、ここから逆に図利加害目的が 3 号にあてはまるという事案であった。そこで、実質的には、公開された 3 号の裁判例としては本事件がはじめてではないかと思われる。

(*) 仙台地判平成 21・7・16, 特許ニュース(経済産業調査会) No.12621(平成 21 年(わ)第 311 号, 第 364 号)。評釈に一原亜貴子「不正アクセス行為により取得したパチンコ店の割数及び売上金額等を競合パチンコ店へ開示した行為につき、不正取得後営業秘密開示罪の成立が認められた事例(仙台地裁平成二一年七月一六日判決)」岡山大学法学会雑誌第 60 巻第 3 号(2011 年 2 月) 551 頁, 帖佐隆「判例評釈『ぱちんこ還元率等』不正競争防止法等刑事事件(不正競争防止法 21 条 1 項(営業秘密における刑事罰規定)の適用について)」パテント Vol.63 No.6(2010 年) 29 頁がある。

(**) 名古屋地判平成 24・10・11, TKC 法律情報データベース(平成 24 年(わ)第 1420 号)。

(3) 例えば、通商産業省知的財産政策室監修『営業秘密』有斐閣(1990 年) 55 頁(不正競争防止法平成 2 年法改正立案担当者の解説, 中村稔執筆部分)。経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説 不正競争防止法(平成 23・24 年改正版)』(2012 年) 41 頁。

裁判例においては、例えば、投資用マンション顧客情報事件高裁(知財高判平成 24・7・4, 裁判所ウェブサイト(平成 23 年(ネ)第 10084 号・平成 24 年(ネ)第 10025 号)), 同地裁(東京地判平成 23・11・8, 裁判所ウェブサイト(平成 21 年(ワ)第 24860 号)), 産業用ロボットシステム事件(名古屋地判平成 20・3・13, 判時 2030 号 107 頁(平成 17 年(ワ)第 3846

号)), その他多数。

(4) 「営業秘密」の語は不正競争防止法 2 条 6 項に定義され、また、この語が同様に民事・刑事で使用されている。したがって、両者の解釈を変更する必要はないと思われる。

(5) 例えば、前掲注 3 の諸裁判例を参照。

(6) 1 号が定義する「管理侵害行為」とは、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいうとされている。A 社の管理上、指定の IP アドレスを設定するように指定し、変更を禁じているのであるから、IP アドレスの変更は「保有者の管理を害する行為」に該当すると解される。

(7) 前掲注 6 参照。

(8) 帖佐隆「営業秘密刑事的保護法制改悪論の問題点」久留米大学法学 第 61 号 256(1)頁-215(42)頁(2009 年), 帖佐隆「不正競争防止法平成 21 年改正法の危険性と問題点—営業秘密刑事的保護法制の改悪について—」知的財産法研究(専工業所有権研究所) Vol.51-1 No.142 1 頁-41 頁(2010 年)。

(9) 帖佐・前掲注 8。

(10) 例えば、実原幾雄「営業秘密保護強化のための法制について」日本知財学会誌 Vol.11 No.2(2014 年) 13 頁-23 頁中, 19 頁-20 頁。

(11) 帖佐・前掲注 8。

(12) 経済産業省・前掲注 3 189 頁。

(13) 例えば、実原・前掲注 10 21 頁。

(14) 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会「中間とりまとめ」(平成 27 年 2 月)

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/report02_01.pdf

16 頁では、一応 3 号は未遂罪導入の範囲外であるように読める。

(15) 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会・前掲注 14 18 頁-19 頁, 実原・前掲注 10 20 頁-21 頁。

(16) 経済産業省・前掲注 3 199 頁-200 頁は、「被害企業の告訴が、加害企業を刺激することによって、逆に営業秘密を公にされてしまうおそれもある想定されるところであり、こういった刑事訴訟手続以外の場面で営業秘密の内容が公になるおそれ等も踏まえて、被害者に告訴権を認めているものと考えられること」としている。この趣旨はどこに消えてしまったのであろうか。被害者を保護するはずの刑事的保護規定であるはずなのに、被害者保護が忘れられてしまっているのではなかろうか。

(原稿受領 2015. 2. 27)